

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇エンジェル税制ってなあに？

Q：平成9年度の税制改正で、エンジェル税制という制度が創設されたと聞きました。どのような制度なのでしょう。

A：エンジェル税制とは、特定中小会社の発行する株式の譲渡損失の繰越控除の特例制度です。

【解説】

現行制度においては、個人が株式を譲渡し損失が発生した場合においては、その年に発生した他の株式の譲渡益とは相殺することができますが、なお損失が残る場合にはその損失はなかったものとされ、翌年以後に繰り越すことはできません。

平成9年度の税制改正で創設されたエンジェル税制は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する特定中小会社の株式の譲渡による損失で、その年の他の株式等の譲渡益から控除しきれない金額は、一定の要件の下で、翌年以後の3年以内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できるというものです。

創業期のベンチャー企業は、信用や担保の面で融資による資金確保が難しいことから、こうした企業に投資する個人に対して、税制面でのインセンティブを与えようというものです。

エンジェル税制は、改正中小創造法の施行期日を定める政令により、平成9年6月5日から施行されています。

